

都が設置・管理していた産院において発生した新生児の取り違え事案について、子が自己の出自に関する情報を知ることが、憲法13

条が保障する人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置づけられるとした上で、産院との分娩助産契約に基づいて都による生物学上の親の調査請求を認めた事例：東京地判令和7年4月21

日LEX/DB 25622506

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 一橋大学大学院法学研究科 公開日: 2025-12-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原, 悠希也 メールアドレス: 所属: 一橋大学 |
| URL | https://doi.org/10.15057/0002061589 |

判例研究

都が設置・管理していた産院において発生した新生児の取り違え事案について、子が自己の出自に関する情報を知ることが、憲法 13 条が保障する人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置づけられるとした上で、産院との分娩助産契約に基づいて都による生物学上の親の調査請求を認めた事例

——東京地判令和 7 年 4 月 21 日 LEX/DB 25622506 ——

原 悠 希 也*

- I 事案の概要
- II 判旨
- III 検討
- IV おわりに

I 事案の概要

1. 取り違えの発覚と前訴の提起

本件は、昭和 33 年 4 月 10 日頃に東京都立墨田産院（以下、「本件産院」という）において生まれた男性である X（原告）が、4 月 10 日から 14 日頃までの間に、X の戸籍上の母親である A が昭和 33 年 4 月 10 日に分娩した新生児と入れ替わったこと（以下、「本件取り違え」という）に端を発する。X と A は、同月

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 24 卷第 3 号 2025 年 12 月 ISSN 1347-0388
※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

17日頃、本件取り違えの発生を知らないまま本件産院を退院し、Xは生物学上の親と生き別れの状態となった。なお、本件産院はすでに閉院している。

Xは、Aと亡父B（以下、合わせて「本件両親」という）に育てられたが、平成16年のDNA検査によって、XとAが生物学上の親子関係にはないことが明らかとなった。そこで、Xと本件両親は、本件産院を設置・管理していたY（東京都・被告）に対して、平成16年10月19日、本件取り違えが不法行為又は分娩助産契約の債務不履行に当たるとして、損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した（以下、「前訴」という）。第一審はX及び本件両親の請求をいずれも棄却する判決を言い渡したが、平成18年の控訴審では、本件取り違えが分娩助産契約の債務不履行に当たるとして損害賠償請求が認められた。Yが上告しなかったため判決は確定し、YはXと本件両親に対して認容全額を支払った。

2. 本件訴訟の提起

その後、Xと本件両親は、Xの生物学上の親を探すために、墨田区やYに対して戸籍受附帳の情報公開請求や協議の申し入れを複数回行った。しかし、公開された情報は、個人情報保護を理由にほとんど黒塗りであり、協議の申し入れについても満足する回答は得られなかった。Yは、Xとの協議等を行わない理由として、本件産院のカルテや文書について探索したが一切発見されなかったこと、当時を知ると思われる職員は既に死亡し、または連絡が取れないこと、戸籍事務は国と区のみが関与できるもので都の指導は及ばないことなどを挙げ、行政としてこれ以上できることはないと回答を行なっている。

そこで、XはYに対して本件訴訟を提起し、主位的には、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」という）及び児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という）の各規定に基づき（以下、「主位的調査請求」という）、予備的には、分娩助産契約などに基づき（以下、「予備的調査請求」という）、原告の生物学上の親を特定するための調査（以下、「本件調査」という）の実施等を求めた。本件調査の方法は、Yが、墨田区から、昭和33年4月1日から同月30日までの間に作成された戸籍受附帳のうち、「件名」が「出

生」となっている届出全部に係る「届出事件本人の氏名」欄、「本籍」欄及び「備考」欄の情報を取得し、その情報に基づいて対象者を絞りながら、当該対象者の同意を得つつDNA鑑定の調査への協力を求めるものである（詳細は判決の「別紙2」を参照）。

また、主位的調査請求と選択的に、被告が自由権規約及び子どもの権利条約の各規定に基づく調査義務を負うことの確認を求めるとともに、Yが調査義務を怠ったことを理由として、主位的には不法行為に基づく損害賠償等の支払を求め、予備的には分娩助産契約の債務不履行に基づく損害賠償として慰謝料等の支払を求めた。

これに対してYは、Xの請求のすべてを争った。主位的調査請求については、子どもの権利条約が保障する子の出自を知る権利は具体的な請求権を発生させないことから、予備的調査請求については、本件分娩助産契約に基づく調査請求権は、本来の請求権である子の引き渡し請求権が、前訴の控訴審口頭弁論終結時にはすでに履行不能となっていたため補填賠償請求権に転化し、前訴判決後のYによる弁済によって消滅したことから、Xの求める調査を行う義務はないと主張した。また、本件調査請求に係る訴えの適法性についても争い、本件調査の対象者に本件取り違えの事情を説明することにより、その当事者であるかもしれないという事実を告知されること自体を望まぬ者に対する権利利益の侵害となるおそれがあるなどと主張した。

本稿では、憲法上の論点を検討するため、本件調査請求に係る訴えの適法性、主位的調査請求及び予備的調査請求を中心に取り上げる。

II 判旨

予備的調査請求（分娩助産契約に基づく調査請求）は判決の「別紙1」の限度で認容。

そのほかのXの請求は棄却。

1. 本件調査請求に係る訴えの適法性について

本件調査によって事情を説明することにより、本件取り違えの当事者であるかもしれないという事実を告知されること自体を望まぬ者に対する権利利益の侵害となるおそれについて、「本件調査が実施された場合に、本件取り違えに関する事情の説明を受ける者（届出事件本人及びその戸籍上の両親）には、自らが本件取り違えの相手方の親子であるかもしれないという疑問が生ずることとなり、そのこと自体から、精神的な動搖や不安を抱えることや、親きょうだい間の人間関係に不利益な影響を与える等のおそれがあることは否定できない。その意味において、本件取り違えの当事者であるかもしれないとの事実を告知されること自体を望まぬ者が受けた不利益については、決して軽視することはできない。」

しかし、「上記調査対象者らが説明を受ける内容から判明し得ることは、原告と近い時期（昭和33年4月中）に墨田区役所に出生届が提出されたことまであることや、本件取り違えの相手方の出生届が墨田区役所以外に提出された可能性もあることを踏まえると、本件調査によって本件取り違えの相手方である可能性を知ることによる不安や家族関係に与える影響は、自らが取り違えの相手方であることを知った場合の精神的苦痛及び家族関係に与える影響と比べると質的に異なり、量的にも相当程度少ないものにとどまる。加えて、仮に調査対象者が被告から調査を受けることについて消極の意向を有する場合は、その後の調査（特にDNA型鑑定）への協力を拒否する選択をすることにより、自己の意思に沿わない調査を受けないことが可能である〔…〕。」

「また、仮に本件取り違えの相手方である子が調査対象者となった場合には、本件取り違えの当事者である可能性を説明されること自体によって前述したような精神的な動搖等が生ずることが予想される上、更に本件調査に協力する選択をした結果、戸籍上の両親と血縁関係になかったという事実を確定的なものとして知った場合には、それによって非常に大きな精神的な動搖や苦痛が生ずる可能性が高く、現在の戸籍上の家族関係に少なからぬ影響を与える危険性があることは否定できない。」

もっとも、上記のとおり、原告にとって生物学上の親を発見するためには、本件取り違えの相手方の可能性のある調査対象者に対してその可能性を告知して協

力を求めることが必要不可欠な方法であるといえることに加えて、自らが本件取り違えの相手方であった者も、客観的には自己の出自（生物学上の親）を知るという法的利益を有しているのであって、真実を知ることにより、生物学上の親が本件両親であると知ること、その上で、自己の意思により【A】と面会することなど、生物学上の親やきょうだい等の親戚との交流が可能となり得るという利益の側面もあるから、必ずしも真実を知らないままにしておいてもらいたかったという意向が常に示されるとは限らない【…】。加えて、前述したとおり、本件調査では、対象者は、本件取り違えの相手方であるか否かの事実の有無を知りたくなれば、本件調査に協力しないという選択をすることもできるし、仮にDNA型鑑定を実施した結果、自身が本件取り違えの当事者であることが判明した場合であっても、なお原告や【A】と連絡を取らないという選択をすることもできるのであるから、戸籍上の親子関係を前提とした現在の生活関係を優先したいという意向を有する対象者に対しても配慮がされているものである。」

「そうすると、調査対象者において、自己が本件取り違えの当事者である可能性の告知を受けないことについての法的利益がある点を踏まえても、また、本件取り違えの相手方であった場合に生ずる影響を考慮しても、本件取り違えに関する事情を調査対象者に説明する行為について、違法な権利利益の侵害のおそれがあるものとして、給付判決をすることが許されないものとまでは認められない。」

「以上からすると、本件訴えのうち本件調査請求に係る部分が不適法であるとはいえない。」

2. Y が本件調査を実施する義務を負うか

(1) 国際人権条約に基づく本件調査請求の当否

「我が国では、自己の出自を知らない者がそれを知る権利は法制化されていないが、子が親（原則的に生物学上の親）を認識し、その親による養育を受けること及びその親との関係性を切斷されることは、親子関係における普遍的な基礎であり、我が国においても、民法の実親子に関する法制は、血縁上の親子関係を基礎に置いて、嫡出子については出生により当然に、非嫡出子については認知を要件として、その親との間に法律上の親子関係を形成するものとし、この関係に

ある親子について民法に定める親子、親族等の法律関係を認めるものである[…]。

そして、子が生物学上の親との関係性を切斷されることは、上記の親子、親族等の法律関係に基づく権利利益を享受するための前提となるが、それのみならず、子が生物学上の親とのつながりやきずなを確認し、あるいは構築すること自体が、子の人格的生存にとって重要なことであり、更には、仮に生物学上の親の死亡や所在不明等により、子が生物学上の親とのコミュニケーションを取ることができないとしても、自身の重要な根元的・歴史的事実である出自に関する情報を知ること自体も、憲法13条が保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置付けられていると考えられる。」

「加えて、[自由権規約及び子どもの権利条約（以下、「本件各条約」という）]は、その原因行為の故意・過失を問わず、子が不法にその生物学上の父母と分離されたり、生物学上の親子を始めとする家族関係に不法な干渉を受けたりしない権利の保護を要請しており、身元を明かしたくないという父母の利益にも配慮しつつ、できる限り、子が自己の出自（生物学上の親）を知る権利及び子が父母の養育を受ける権利ないし法的利益（以下「自己の出自を知る権利等」という。）を保障していると解することが相当である。このことは、[欧州人権裁判所の諸判決]からも裏付けられる。

そして、本件各条約が保障する自己の出自を知る権利等は、我が国の国民にも直接保障されているものと解することが相当である。」

「もっとも、原告が本件各条約に基づいて自己の出自を知る権利等を保障されているからといって、原告の被告に対する本件調査請求が直ちに認められるわけではない。

原告が援用する本件各条約の各規定を検討しても、自己の出自を知る権利等を侵害された者による、本件調査請求のような具体的な行為の請求に関しては、その請求の主体、相手方及び要件についての具体的・確定的な定めがないだけでなく、抽象的な定めも見当たらない。そうすると、本件各条約の各規定は、自己の出自を知る権利等に対する侵害を受けた個人に対し、その排除を積極的に実現するための調査を要求できる具体的な権利を付与したものとは解されず、我が国

裁判所に対し、立法等の措置なく具体的事案に応じた効果的な措置の内容を決定することを許容していると解することも困難である。このことは、原告が併せて援用する憲法13条、21条の各規定や、自由権規約2条に関する自由権規約人権委員会の一般的意見31の内容等を踏まえても、結論を異にするものではない。」

(2) 本件分娩助産契約に基づく本件調査請求の当否

「原告は、出生後、生物学上の親に引き渡されなかつたことについて、被告には本件分娩助産契約に基づく債務不履行責任があるところ、少なくとも、本件分娩助産契約の付隨的義務としての本件調査を実施すべき義務を負担している旨主張する。

そこで検討すると、原告は、出生した頃以降、本件分娩助産契約に基づき、生物学上の親に引き渡される請求権（本来の履行請求権）を取得した[…]。そして、本件取り違え以降は、被告には債務不履行責任が発生したものと解されるが、本件取り違えによつても、原告及び本件両親にとつては上記本来の履行請求権が実現される必要性は消滅せず、かつ、一旦新生児の取り違えが発生しても、直ちに被告が生物学上の親を発見して原告を引き渡すこと（本件両親にとつては、生物学上の子の引渡しを受けること）が不可能となるわけではないから、本来の履行請求権は存続し続けていると解すべきである。」

「取り違え事象の当事者である子について、その経過期間の長短や生物学上の親の生存の有無を問わず、自らの出自を知ることの法的利益が失われるものではない。そうすると、前記本来の履行請求権は、取り違え事象が発生した場合であつても、直ちに履行不能となるものではないし、また時間の経過によつて、債務者が生物学上の親を記録等に基づいて容易に知ることができなくなつた段階においても、直ちに社会通念上履行不能と解されるものではなく、取り違えを発生させた債務者において、生物学上の親を発見するための合理的な方法による調査を尽くすべき義務として存続するものであり、そのような調査義務を觀念することは、分娩助産契約の当事者間における合理的な意思にも合致するものと解される。このような調査義務は、上記本来の履行請求権が、時間の経過及び資料の散逸等に伴い、出産医療機関において生物学上の親を直ちに知ることができない状況に

至ったことに応じて変容したものであると解することが可能であるし、あるいは、原告が主張するとおり、分娩助産契約を基礎とする付随的な義務であると解することも可能である。」

「以上に加えて、本件は、地方公共団体である被告（東京都）が上記調査義務を負担している事案であるところ、前述したとおり、原告は、本件取り違えによって、自己の出自を知る権利等の実現を妨げられた状態にある。他方で、被告は、憲法99条、98条2項に照らし、契約法（法律）に優位する憲法及び国際条約の遵守義務を負っていると解されることに加えて、その地方公共団体としての権限に照らして実施が可能な範囲では、各条約において保障された権利実現のための義務を負い得ると解すべきこと（自由権規約2条に関する自由権規約人権委員会の一般的意見31の4、自由権規約50条の規定は、この理解と整合するものといえる。）からすると、本件において、本件分娩助産契約に基づく権利義務の解釈をする際には、憲法13条及び21条の各規定に加えて、前述した本件各条約の各規定の趣旨及び関連する国内法の定め等を踏まえるべきこととなるし、条約上の権利を保障、実現するべき法的義務に鑑みると、本件分娩助産契約に基づく調査義務は、私法上の義務という面にとどまらない本件各条約上の公的義務という側面があると解することが相当である。」

「本件調査請求は、別紙1記載の各調査行為について、被告に対し、項目ごとの段階的な調査の履行を求めるものであり、各調査の段階について、被告が情報を確定的に取得するという結果の実現自体を債務の内容とするものではない。そして、被告が墨田区から本件戸籍受附帳情報を取得する方法としては、[…] 被告が本判決に基づき、被告が設置・管理していた本件産院の運営上の違法行為に対する分娩助産契約に基づく責任としての調査義務を負担していることや、本件戸籍受附帳情報は、各届出事件本人の個人情報等に当たるもの、いずれも出生後長期間が経過しており、各情報自体の秘匿の必要性は減少している一方、被告は、上記個人情報を適切に管理する能力と経験を有する地方公共団体であることを踏まえると、被告は、墨田区との協議等による調整を前提として、例えば、利用目的以外の目的による提供（個人情報の保護に関する法律69条2項3号）等の方法も含めて検討の上、適切に提供を受けることにより、戸籍受附帳に係る情

原悠希也・都が設置・管理していた産院において発生した新生児の取り違え…… (331)

報開示の手段の問題によって原告の生物学上の親を知る可能性が封殺されてきたという現状を打開することが不可能であるとは認められない。」

「以上によれば、原告の本件分娩助産契約に基づく本件調査請求（予備的請求1）は、別紙1の限度で理由がある。」

III 検討

1. 本判決の位置付けと意義——「出自を知る権利」をめぐって

本判決¹⁾は、新生児取り違え事件について、「自身の重要な根元的・歴史的事実である出自に関する情報を知ること」が、「憲法13条が保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置付けられている」ことを初めて認め、分娩助産契約を根拠として、都による生物学上の親の調査請求を認めたものである。原告は、本件調査を請求するにあたってさまざまな根拠を主張していたが、本稿では、主な争点となった、国際人権条約に基づく本件調査請求の当否（主位的調査請求）と、本件分娩助産契約に基づく本件調査請求の当否（予備的調査請求）を取り上げ、いわゆる「出自を知る権利」に関する憲法上の論点を中心に検討する。

憲法上の「出自を知る権利」については、日本では2000年代に入ってから、生殖補助医療に関する国会の審議²⁾や厚生労働省の報告書等³⁾で散発的に取り上

-
- 1) 本判決の憲法学の観点からの評釈として、坂田隆介「判批」新・判例解説Watch（2025年7月18日）、国際人権法の観点からの評釈として、初川彬「判批」新・判例解説Watch（2025年7月28日）がある。本判決の訴訟資料は、Call4のウェブサイトを参照（[https://www.call4.jp/search.php?type=material&run=true&items_id_PAL\[\]=%match+comp&items_id=I0000087](https://www.call4.jp/search.php?type=material&run=true&items_id_PAL[]=%match+comp&items_id=I0000087)）。ウェブサイトの最終閲覧日は、本資料も含めてすべて2025年8月11日である。
 - 2) 例えば、2020年に成立した生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の参議院法務委員会での審議では、子の「自己の出自を知る権利」について議論されている（第203回国会参議院法務委員会会議録第3号（令和2年11月19日）など参照）。
 - 3) 例えば、厚生労働省「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」2000年12月28日（https://www.mhlw.go.jp/www1/shingi/s0012/s1228-1_18.html）。

げられることはあった。しかし、この権利が保護される理由やその内容などが十分に議論されているとはいひ難い⁴⁾。例えば、憲法学は、出自を知る権利の重要性よりもむしろ「公権力の有する個人情報保護の問題ばかり考えて、子どもの知る権利を保障するという点をちゃんと主題化できてこなかった」と評されている⁵⁾。最高裁の判例においても、補足意見において「子にとって戸籍の父欄が空欄のままであることの社会的不利益は決して小さくはないし、子が出自を知ることへの配慮も必要である」と指摘されたことはあるものの⁶⁾、憲法上の「出自を知る権利」を直接に議論したことはない。また、新生児の取り違え事案が裁判所に係争した例はこれまでに5件ほどあり、いずれも取り違えの被害者である子の自己アイデンティティの喪失の危険性や親子関係が切離されないことなどの重要性が指摘されているが⁷⁾、自己の出自を知ることの憲法上の評価をした事例や、分娩助産契約等によって親の調査請求を認めた事例は存在しない。

以上のように、憲法上の「出自を知る権利」の議論は、裁判例においても学説においても低迷している。このような状況の中で、本判決は、新生児の取り違え事案において、その権利性は認めなかったものの、出自を知ることが憲法13条の保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置付けられていることを認め、分娩助産契約の解釈において小さくない役割を担わせたことに、先例として一定の意義がある。

ただし、憲法上の「出自を知る権利」が問題となるのは、本件のような、当事

4) 松尾直紀「憲法上の権利としての『自己の出自を知る権利』の意味」大学院紀要88巻(2022年)36-39頁。

5) 石綿はる美・江藤祥平「対談 家族をめぐる憲法と民法の対話」法学教室535号(2025年)6頁(江藤祥平発言部分)。これに対して、家族法学においては、子の福祉や子の利益の観点から、「出自を知る権利」が積極的に論じられている。例えば、玉木真穂「生殖補助医療における『出自を知る権利』と家族法」コモンズ2巻(2023年)142-151頁などを参照。

6) 最判平成18年9月4日第60巻7号2563頁(滝井繁男裁判官補足意見)。すでに死亡した男性の凍結精子によって懐胎し出産した子とその男性の間に、法律上の親子関係が認められないとした事案である。

7) 那覇地判昭和54年9月20日判時949号111頁、東京地判平成年5月27日判時1917号70頁、東京高判平成18年10月12日判時1978年17頁(本件前訴)、東京高判平成年9月6日判時2095号49頁、東京地判平成年11月26日判時2221号62頁。

者が誰も望まない新生児の取り違え事案の他に、生殖補助医療、匿名出産・内密出産、特別養子縁組、性犯罪による望まない妊娠などで親が意図的にその身元を秘匿する場合などが考えられ、それぞれの場合においてどこまでそれが保護されるかを一律に論じることはできない。したがって、新生児の取り違えという特性をもつ本判決で認められたものは、その内容や性質の射程が限定されると考えられる。以下では、他の事案との異同にも触れながら取り違え事案の特殊性を考慮しつつ、出自を知ることの憲法上の評価と本件分娩助産契約の解釈における憲法の役割について検討する。

2. 出自を知る法的利益と憲法13条

(1) 出自を知る法的利益の位置付け

本判決は、「自身の重要な根元的・歴史的事実である出自に関する情報を知ること」が、「憲法13条が保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置付けられている」ことを認めた（以下、「出自を知る法的利益」という）。個人の人格的生存との関連を見出すこの表現は、本判決は直接引用していないものの、性同一性障害特例法における性別変更のための生殖腺摘出要件違憲決定⁸⁾でも類似のものが用いられていた。同決定において最高裁は、身体への侵襲を受けない自由が「人格的生存に関わる重要な権利として、[憲法13条]によって保障されていることは明らかである」ことを、また、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることが、「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益である」ことを認めた。

それまでの最高裁は、京都府学連事件⁹⁾において、13条は、国民の私生活上の自由を国家権力に対しても保護されるべきことを規定しており、その自由の一つとして、何人も「みだりにその容ぼう・姿態〔…〕を撮影されない自由」を有するとして以降、その後のプライバシー権に関連する自由についても同様に「私生活上の自由」を根拠として論じてきた。しかし、生殖腺摘出要件違憲決定においては、「私生活上の自由」には言及せず、「個人の人格的存在」と関連しているこ

8) 最大決令和5年10月25日民集77巻7号1792頁。

9) 最判昭和44年2月24日刑集23巻12号1625頁。

とを理由に憲法上の権利や法的利益を認めたことから、同決定は、13条論における人格的利益説を用いて憲法上の明文なき権利を認めたものとして評価されている¹⁰⁾。このような13条論の傾向は、近年裁判所で頻繁にみられるようになっている¹¹⁾。

本判決も、「私生活上の自由」には触れずに、子が自己の出自を知ることが「憲法13条が保障する個人の人格的生存に重要なこと」として、法的利益であると認めたことから、生殖腺摘出要件違憲決定が用いたように、人格的利益説のような枠組みで論じているものといえる¹²⁾。ただし、本判決で認められたものはあくまでも「法的利益」であって「権利」とは述べられておらず、憲法上の法的利益であるのかもこの判旨だけでは明らかではない。生殖腺摘出要件違憲決定が認めた、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという「法的利益」が、憲法上の「権利」とは区別され保障の程度が限定されているものであると解されていることを鑑みれば（そもそも同決定でも憲法上保護された法的利益であるとも明示されていない）¹³⁾、本判決で認められた出自を知る「法的利益」も、憲法上の「権利」と比べれば保障の程度が限られるものと判断されたと解される。

さらに本判決は、出自を知ることが人格的生存にとって重要であるとの理由について、出自に関する情報が「自身の重要な根源的・歴史的事実」であると指摘しているだけで、詳細には説明していない。また本判決は、「仮に生物学上の親の死亡や所在不明等により、子が生物学上の親とのコミュニケーションを取ることができないとしても」出自を知ることそれ自体が人格的生存に重要であると位置付けており、必ずしも出自を知ることが、生物学上の親と実際に面会し交流するという目的のためだけに重要であるとは考えていないと思われる。親を知ることと人格的生存にはどのような関係があるか。

10) 卷美矢紀「判批」民商法雑誌160巻4号（2024年）691頁。

11) 例えば、最大判令和6年7月3日民集78巻3号328頁（旧優生保護法違憲判決）、東京高判令和5年6月28日裁判所Web（被部落差別地名公表差止事件）、福岡高判令和6年12月13日裁判所Web（同性婚違憲訴訟）など。

12) 同趣旨の指摘として、坂田・前掲注1) 3頁。

13) これを批判するものとして、卷・前掲注10) 690-694頁。

この点について、ドイツ連邦憲法裁判所の判例から示唆を受けた学説は、自己の出自を知ることが人格権や自己アイデンティティの形成に密接に関連していると理解している¹⁴⁾。ドイツ連邦憲法裁判所は、1989年に「自己の出自を知る権利 (Recht auf Kenntnis der eigenen Abstammung)」を基本権として認め、自己の出自を知ることの意義について、自己の個性の理解と発展のための結合点であると述べ、出自が人格に属するとした¹⁵⁾。また、1994年の判決では、「起源を知ることは、家族的な繋がりの理解、自分の人格の形成にとって重要な出発点をもたらしうる。自分の出自を明らかにできないことは、本人にとって大きな負担を課し、動搖させる」として、子が自身の出自を知らされていない場合の不利益が大きいことを確認している¹⁶⁾。

つまり、出自は、人格を形成させるためにも（人格形成）、自分が何者であるのかを見出すためにも（自己理解）、必要な前提となる出発点であるといえる。これを知らされない子の負担は大きく、人格形成期を経過したからといって決してそれが減衰するものではない。むしろ本判決では、歳を重ねるごとにXの親を知りたいという思いは強くなっていると認定されており、自己アイデンティティの基礎が空白であることの精神的負担は年々増大していることがわかる。以上のように、子が自己の出自を知ることは、人格形成のためにも自己理解のためにも重要な前提として機能していることから、本判決が、子が自己の出自を知ることが、憲法13条が保障する個人の人格的生存にとって重要なことであると位置付けたことは評価できる。しかし、出自を知ることが人格的生存のために重要な地位を占めているのであれば、だからこそ「法的利益」ではなく「権利」として認めるべきであった。

たしかに「出自を知る権利」といったとき、その内容は曖昧であり、憲法13条を根拠として本件調査のような具体的な措置を国や地方自治体に請求できるかは疑わしく、「権利」と認めることに躊躇いはあったかもしれない。しかし、裁

14) 松尾・前掲注4) 35-36頁。

15) BVerfGE 79, 256, S. 268f. 本判決の評釈として、光田督良「自己の出自を知る権利と子による嫡出の否認」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例II 第2版』(信山社、2006年) 36頁。

16) BVerfGE 90, 263, S. 270f. 訳語は、松尾・前掲注4) 42頁を用いた。

判所によれば、それは本件各条約¹⁷⁾についても同様である。すなわち、本判決は、本件各条約が自己の出自を知る権利を国民に直接保障するとしたが、その権利侵害の「排除を積極的に実現するための調査を要求できる具体的な権利を付与したものとは解されず、我が国の裁判所に対し、立法等の措置なく具体的な事案に応じた効果的な措置の内容を決定することを許容していると解することも困難である」と解しており、人権条約上の出自を知る権利について、憲法学における抽象的権利のような捉え方をしている。このように具体的な権利性がないにも関わらず人権条約上の権利を認めたのであれば、憲法上においてもいわゆる抽象的権利としてでもこれを論じる余地はあったのではないか¹⁸⁾。

なお、本判決が、出自を知ることの権利性について憲法と条約で異なる判断をした理由としては、憲法の規定が本件各条約の規定のように具体的でないことや、「出自を知る権利」についての憲法学の議論が僅少であったことも要因であると思われ、今後の議論の活性化が望まれる。

(2) 出自を知る法的利益と競合する権利・利益

本判決は、Xの出自を知る法的利益や権利が侵害されていることを明示的に認めた。すなわち、Xが、「本件取り違えという本件産院の職員による重大な過失行為によって、生物学上の親との関係性を断絶された状態に置かれ続けており、成人後には、生物学上の親の養育を受けるべき立場にはなくなったものの、正当な理由もなく、未成年時から引き続き自己の出自に関する情報を一切知ることができない状態」におかれ続けていることにより、出自を知る法的利益や権利が侵

17) なお、本判決では、本件各条約上の出自を知る権利と人格の関係も検討されていないが、本件各条約の解釈の参考として裁判所が引用した欧州人権裁判所の諸判例においては、出自を知る権利と自己アイデンティティの関連が示唆されている。例えば、原告が大きく依拠し裁判所も引用したオディエーヴル事件では、根拠条文としては私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を定めた欧州人権条約8条であるものの、同条には自己アイデンティティとその発展に対する権利が含まれるとした上で、自己の出自を知る権利 (droit à la connaissance de ses origines) を保障しているとされた。*Odièvre c. France*, CEDH, no 42326/98, 13 fév. 2003, paras. 29, 44.

18) 「出自を知る権利」が抽象的権利であることの指摘について、小泉良幸「『子どもの出自を知る権利』について——コメント」学術の動向15巻5号(2010年)54頁。

害されている。このように認めた上で、本判決は結局、本件各条約ではなく本件分娩助産契約に基づいて、判決の「別紙1」の限度で本件調査請求を認めた。以下では、出自を知る法的利益への侵害の救済措置として「別紙1」のような調査方法をとる本判決が、調査対象者の権利・利益への配慮をどのように考えているかを検討する。

具体的には、①調査対象者の自己情報コントロール権に関する問題と、②調査対象者が本件取り違えの経緯等を知らされ、またはDNA鑑定の結果、Xの生物学上の親であったことが判明したことにより被った精神的動搖等の問題を検討する。裁判所は、これらの競合する権利・利益と直接に比較衡量したわけではないが、本件調査請求にかかる訴えの適法性の段階なども含めた各所でこれらの問題を意識していたと思われる。

まず、①調査対象者の自己情報コントロール権について、「別紙1」の調査方法によれば、都はまず墨田区から、昭和33年4月1日から同月30日までの間に作成された戸籍受附帳（市区町村に出生や婚姻、転籍などの届出があった場合に、受理した記録を市区町村の戸籍事務に使用するためにまとめた帳簿）のうち、「件名」が「出生」となっている届出全部に係る「届出事件本人の氏名」欄、「本籍」欄及び「備考」欄の情報を取得するとされ、都はここから得た情報をもとに戸籍や住民票を取得し、性別や現住所等の情報を段階的に取得することが要請されている。判決によれば、都は調査を行うことが義務付けられているのであり、情報を確定的に取得するという結果の実現自体を債務の内容とするものではないが、実際に都が墨田区からこれらの情報を取得した場合に、調査対象者はこれらの情報を同意なく収集・利用されることになる。このような方法により生物学上の親を探す場合、調査対象者の自己情報コントロール権¹⁹⁾との関係をどのように考えるべきか。

19) ここでは、大阪高判平成18年11月30日判時1962号11頁（住基ネット事件控訴審判決）が示した理解を念頭に置いている。同判決は、「自己のプライバシー情報の取り扱いについて自己決定する利益（自己情報コントロール権）」を、個人情報の第三者への開示・公表だけでなく、その収集・保有・利用に対しても保護を与えるものであると解した。生殖補助医療の文脈ではあるが、子の出自を知る権利がドナー（親）の自己情報コントロール権と競合するとの見解について、小泉・同上54-56頁参照。

過去の新生児の取り違えに関する裁判例においては、その被害者である子（原告）が、被告である産院の不法行為（取り違え）を立証するためではあるものの、当時の社会保険庁に対し、取り違えが発生したと考えられる期間に誕生日がある男性の被保険者氏名及び住所の調査嘱託を申請し、それに基づいて手紙を送付しDNA鑑定の協力を要請したいとの請求について、「嘱託調査の対象は個人情報であって、その採用によって新たな権利利益を侵害する虞も否定しきれないから、その必要性についての判断は厳格になされるべきである」と述べて、これらを認めなかつたことがある²⁰⁾。「自己情報コントロール権」とは言及していないものの、ここでは調査対象となる者の個人情報への配慮は厳しく考慮されている。

これに対して本判決は、戸籍受付帳情報に記録されている氏名などの個人情報は、「いずれも出生後長期間が経過しており、各情報自体の秘匿の必要性は減少している」としており、氏名などの情報自体の秘匿性を低く評価している。これらの情報の秘匿性については、最高裁も、各市区町村が保有する氏名や住所等の情報を都道府県や国の機関等で共有して確認ができるシステム（住基ネット）が憲法上の自由を侵害するかが争われた事例においてではあるが、社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることを予定していることなどを理由に低く評価し、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由」を侵害しないと結論づけたことがある²¹⁾。

住基ネット事件最高裁判決と比べれば、本判決で認められた調査による個人情報の取り扱いの性質は、住基ネットのような情報ネットワークシステム構築によるそれと大きく異なる。すなわち、戸籍受付帳情報の取得と利用は、個人情報を適切に管理する能力を有する区と都の間で行われるものであり、対象者が限られ、Xとの生物学上の親子関係を調べるという具体的な目的に限定されている。住基ネットのような情報ネットワークシステムに懸念されるような情報連結可能性（氏名等のいわゆる単純情報が扱い方次第で瞬時にセンシティヴ情報に変化する可能性）²²⁾は、本件にはみられない。これらの事情から、本判決は、取得される調査対象者の個人情報の範囲やその利用目的や範囲、方法等が相当限定されてお

20) 東京地判平成年11月26日判時2221号62頁。

21) 最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁。

り、対象者の自己情報コントロール権への制約は小さく、Xの出自を知る法的利益がこれを上回ると判断したのだろう。

以上のように、本判決は、戸籍受付帳情報に記録されている氏名などの個人情報の秘匿性を低く評価し、出自を知る法的利益がこれを上回るとしたが、調査対象者に全く配慮していないわけではない。むしろ、本判決が認めた調査は、原告が請求した本件調査の方法よりも慎重なものとなっており、調査対象者の自己情報コントロール権に配慮しているといえる。例えば、原告が請求した本件調査は、「訴外墨田区から得られた本件戸籍受付帳情報に基づき〔…〕、届出事件本人全員の性別及び現住所、並びに戸籍上の両親（既に死亡している場合を除く）の現住所を調査」し、次に性別が男性である者とその戸籍親に対して調査協力を依頼するとしているが²³⁾、本判決が認めた調査方法は、「被告は、取得した本件戸籍受付帳情報に基づき届出事件本人全員について、〔…〕その性別（出生時の性別を含む〔…〕）を調査し、性別が男性であると判明した届出事件本人全員について、当該届出事件本人のうち生存している者〔…〕及び当該届出事件本人（既に死亡している者を含む。）の戸籍上の両親のうち生存している者〔…〕の住民票上の現住所を調査する」としており²⁴⁾、まず性別を調査して、次に男性と判明した者とその戸籍上の親に調査協力を依頼することで、現住所を調査される者の範囲を限定しようとしている²⁵⁾。

次に、②調査対象者が本件取り違えの経緯等を知られ、またはDNA鑑定の結果、Xの生物学上の親であったことが判明したことによる精神的動搖等への配慮についてはどのように考えるべきか²⁶⁾。本判決は、本件調査請求の訴えの

22) このような危険を指摘するものとして、山本龍彦「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I 第7版』(有斐閣、2019年) 42-43頁。

23) 判決「別紙2」2-3項。

24) 判決「別紙1」2項。

25) 原告も、訴えの変更申立書において、プライバシー権等への影響を最小限に留めるために本件調査の方法を変更しており、調査対象者への配慮を積極的に意識していたと思われる。

26) 生殖補助医療の文脈であるが、子の意思にかかわらず、またはその意思に反する状況で自己の出自を知らされてしまう（知ってしまう）場合に、子の「出自を知らないでいる権利」が問題になるという指摘について、玉木・前掲注5) 148頁。

適法性の判断の段階においてであるが、これについて若干の検討を行っている。まず本判決は、調査対象者が本件取り違えの経緯等を知らされた場合、「精神的な動揺や不安を抱えることや、親きょうだい間の人間関係に不利益な影響を与える等のおそれがあることは否定できない」が、本件取り違えの当事者であることが確定的であると知った時のそれと比べれば質的にも量的にも異なると指摘し、またその後のDNA鑑定等は自己の意思で拒否することができるとした。ここでは、出自を知らされたくない調査対象者への配慮が一応なされている。

次に本判決は、仮に本件取り違えの相手方である調査対象者が本件調査に協力する選択をした結果、戸籍上の両親と血縁関係になかったという事実を確定的なものとして知った場合には、それによって非常に大きな精神的な動揺や苦痛が生ずる可能性が高く、現在の戸籍上の家族関係に少なからぬ影響を与える危険性があることは否定できないとした。しかし他方で、取り違えの相手方も「客観的には自己の出自（生物学上の親）を知るという法的利益を有している」ことから、「必ずしも真実を知らないままにしておいてもらいたかったという意向が常に示されるとは限らない」とも述べ、競合する不利益（精神的動揺等）よりも出自を知る法的利益を重視した。

たしかに、生物学上の親が自らの意思で子に身元を隠す場合と比べれば、医療従事者の重大な過失による事故である取り違え事案においては、取り違えの相手方も自己の出自を知りたいと考える可能性は大きい。また、本判決も指摘するように、調査対象者が、自身が取り違えの当事者であるか否かを知りたくない場合は、その意思に従ってDNA鑑定等を拒否できることから、現在の生活関係を優先したい者への配慮は一応確保されているといえる。ただし、本判決も自覚しているが、調査対象の子がDNA鑑定に協力し、その親が協力を拒否した場合であって、子のDNA鑑定の結果がAとの親子関係を示す場合は、必然的にその親も真実を知ることになるという問題は残されている。

なお、取り違え事案の相手方も出自を知る法的利益を有していると客観的に考えられるのは、取り違えという事案が、当事者の誰も望んでいない過失による事故という性質であることが一つの理由に挙げられる。すなわち、生物学上の親が意図的に身元を秘匿する事案においては、本判決のように取り違えの相手方も出

自を知る法的利益を有していると客観的に考えるのは難しく、子の出自を知る法的利益は、取り違え事案に比べれば制約されやすいと考えられる²⁷⁾。したがって、本判決が認めた出自を知る法的利益は、新生児の取り違えという特殊な事案において認められたことに留意すべきである。

3. 出自を知る法的利益と憲法 21 条

本判決は、一方で出自を知ることが憲法 13 条の保障する個人の人格的生存にとって重要であることを認め、他方で、「本件分娩助産契約に基づく権利義務の解釈をする際には、憲法 13 条及び 21 条の各規定」を踏まえるべきとも述べている。このほかにも、21 条に言及する箇所はあるものの、それが出自を知る法的利益とどのような関係にあるかの説明はない。また、原告も訴状において、出自を知る権利が、自由権規約 19 条 2 項（表現の自由に対する権利、あらゆる情報・意見を受け取る権利）、憲法 13 条、憲法 21 条が定める知る権利によって重疊的に保障されると主張していたが、表現の自由やその派生原理である知る権利と「出自を知る権利」の関係は説明されていない²⁸⁾。原告も裁判所も、出自を「知る権利」が、21 条が保障する知る権利と関連があると考えていたと推察できるだろう。

たしかに、情報取得の自由に関して最高裁は、新聞や図書等の閲読の自由の憲法上の保障を論じる文脈ではあるものの、「およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことは、そのものが個人として人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものである」と述べ、13 条や 19 条、21 条と合わせて新聞等閲読の自由を認めたことはある²⁹⁾。本判決も、出自を知ることで個人の人格を形成・発展させ、最終的には社会生活にそれを反映させることが可能になると考え、13 条に加えて 21 条が保障する知る権利も出自を知る法的利益に関連す

27) 親が意図的に身元を秘匿する場合に、子の「出自を知る権利」と競合する親の「出自を知らざる権利」や「出自を知られたくない権利」が問題となるとの指摘について、玉木・同上 148-149 頁。

28) 原告訴状 14 頁。

29) 最判昭和 58 年 6 月 22 日民集第 37 卷 5 号 793 頁（よど号ハイジャック記事抹消事件）。

ると考えた可能性はある。

しかし、出自を知る法的利益や権利自体が憲法21条によって保障されると理解するのは困難である。なぜなら、憲法21条が保障する知る権利は、「送り手」の側から考えられてきた表現の自由の法理を、マスメディアの登場により「受け手」に固定化された国民一般の側から再構成することで認められているものだからである³⁰⁾。そしてそれは、デモクラシーの健全な維持・発展のために、マスメディアや政府からより多くの情報を取得することが望ましいことが理由とされているものである。実際、最高裁は、初めて「知る権利」に言及した博多駅事件において、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」と述べ³¹⁾、のちの判例もこれを引用している。また、国家の保有する情報を知る権利の文脈においても、民主的な政治過程にとって意義を有する表現の自由の現代的形態としての知る権利が強調されている³²⁾。

以上のように、21条の知る権利が対象としてきた情報は、民主主義の維持や発展に資するものが念頭に置かれている。これに対して、自己の出自を知ることは、このような民主主義の維持・発展に重要であるというよりも、むしろ自分が何者であるのかを知ることで自己理解を深め、また人格の形成や発展のために必要となる前提の情報であるから、出自を知ること自体には、21条よりも13条の保障が及ぶと解するのが適当だろう³³⁾。したがって、本判決が21条に言及した理由としては、出自を知る法的利益の保障根拠に関する議論のためではなく、分娩助産契約に基づく本件調査請求の可否という議論の文脈において、Xの生物

30) 宮戸常寿ほか『憲法学読本 第4版』(有斐閣、2024年) 162-163頁〔宮戸常寿執筆部分〕。

31) 最決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁(博多駅事件)。よど号ハイジャック事件においても、新聞等の閲讀が、民主主義社会における思想及び情報の伝達、交流の確保などの基本原理を実行的なものにさせることに必要であることが指摘されている。

32) 芦部信喜「『知る権利』の理論」内川芳美ほか編『現代の社会とコミュニケーション3』(東京大学出版会、1974年) 52頁。

33) 同じように、生殖補助医療で出生した子が生物学上の親を知る権利は、民主主義や国民主権を根拠とする政府保有情報などを知る権利とは関係がないとの指摘について、小泉・前掲注18) 53頁。

学上の親の情報は区や都が有している可能性が高いことから、国や地方公共団体の保有する情報を知る権利として（情報公開の文脈から）、21条が13条とは独立して同契約解釈に関連していると考えたと理解するのが妥当である。

4. 分娩助産契約の解釈と憲法

本判決は、本件分娩助産契約の本来の履行請求権である生物学上の親に引き渡される請求権は、「取り違えを発生させた債務者において、生物学上の親を発見するための合理的な方法による調査を尽くすべき義務として存続するものであり、そのような調査義務を観念することは、分娩助産契約の当事者間における合理的な意思にも合致するものと解される」として、同契約を根拠とする都の本件調査義務を認めた。その際に裁判所は、「被告は、憲法99条、98条2項に照らし、契約法（法律）に優位する憲法及び国際条約の遵守義務を負っていると解されることに加えて、その地方公共団体としての権限に照らして実施が可能な範囲では、各条約において保障された権利実現のための義務を負い得ると解すべきこと〔…〕からすると、本件において、本件分娩助産契約に基づく権利義務の解釈をする際には、憲法13条及び21条の各規定に加えて、前述した本件各条約の各規定の趣旨及び関連する国内法の定め等を踏まえるべきこととなる」と述べた。そして、本件分娩助産契約の解釈においては、Xの「出自を知ることの法的利益」が未だ失われていないことから、本来の履行請求権が調査を尽くす義務として存続しているという解釈を導いた。

私人と都（国）との間の契約の解釈と憲法の役割について、最高裁の判例によれば、国が行政の主体としてではなく私人と対等の立場で結ぶ個々の契約は私法上の契約であり、また、憲法の人権規定は、憲法より下位のすべての法規の解釈適用にあたって指導原理となりうる³⁴⁾。本件においても、都が相手方である本件分娩助産契約は、私法上の契約と位置付けられ、同契約の解釈において「出自を知ることの法的利益」を重視することで、憲法13条の価値を間接適用のような手法で反映させることに成功したと評価できる。このように、私法上の契約で

34) 最判平成元年6月20日民集3巻6号385頁（百里基地事件）。

あっても一方当事者が公権力である場合は、そこに憲法による統制が及ぶことを実践した点にも、本判決の意義が見出されるだろう。ただし、本判決が本件分娩助産契約の解釈の際に参照したのは、憲法よりも原告が援用した自由権規約や子どもの権利条約、それらの一般的意見、欧州人権裁判所の裁判例などが多く、これらの国際人権法から導かれた出自を知る権利の実現に焦点が置かれている。実際、同契約の義務は、私法上の義務という面にとどまらない人権条約上の「公的義務」の側面があると述べており、憲法よりもむしろ国際人権法が果たした役割が大きいといえる。

なお、本判決のように、憲法が、公権力が相手方である分娩助産契約の解釈の指導原理となるのであれば、医療法人や個人が運営する産院が相手方の分娩助産契約については、少なくとも本件のような調査請求が運営者に認められることはないだろう。この意味で、本判決の射程は限られている。

IV おわりに

本判決は、出自を知ることが、憲法13条の保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益であると認めたことに意義があり、「出自を知る権利」をめぐる憲法学の議論に風穴を開けるものであると考えられる。ただし、本判決は、出自を知ることが憲法上の「権利」ではなく「法的利益」にとどめており、その妥当性は批判的に検討されるべきである。

また、本判決は、当事者が誰も望まない新生児の取り違えという特殊な事案だったことから、出自を知る法的利益の射程は限定されることにも留意しなければならない。すなわち、生殖補助医療、匿名出産・内密出産、特別養子縁組、性犯罪による望まない妊娠などで親が意図的にその身元を秘匿する場合には、親の自己情報コントロール権などの権利利益などを衡量して、自己を知る法的利益への制約が容易に認められやすくなる可能性がある。したがって、憲法上の「出自を知る権利」を議論する際には、どのような事案においてそれを論じるのか、権利性を認めたとして、どのような権利かなのかを丁寧に論じる必要がある。本判決が、出自を知ることが人格的生存に重要であると指摘したことは、それが保障さ

原悠希也・都が設置・管理していた産院において発生した新生児の取り違え…… (345)

れる射程は限られるものの、今後の議論において重要な出発点になると思われる。